

## 資料の情報と釈文

### 五・大日本帝国憲法

展示資料…大日本帝国憲法・御署名原本・明治二十二年・憲法二月十一日  
請求番号…御 00284100

デジタルアーカイブ URL : <https://www.digital.archives.go.jp/img/L/683700>

釈文の凡例については、[こちら](#)をご覧ください。

#### 【釈文】

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、万世一系ノ帝位ヲ踐ミ、朕カ親愛スル所ノ臣民ハ、即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ、其ノ康福ヲ増進シ、其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ、又其ノ翼賛ニ依リ与ニ俱ニ国家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ、乃明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ、茲ニ大憲ヲ制定シ、朕カ率由スル所ヲ示シ、朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ、永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム。国家統治ノ大権ハ、朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ、之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ。朕及朕カ子孫ハ、将来此ノ憲法ノ条章ニ循ヒ、之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ。

朕ハ我カ臣民ノ権利及財産ノ安全ヲ貴重シ、及之ヲ保護シ、此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ、其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス。

帝国議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ、議會開会ノ時ヲ以テ、此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ。

将来若此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ、朕及朕カ継統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ、之ヲ議會ニ付シ、議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ、之ヲ議決スルノ外、朕カ子孫及臣民ハ敢テ

之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ。  
朕力ニ在廷ノ大臣ハ、朕力為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク、朕力現在及将来ノ臣民ハ、此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ。

御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣伯爵 黒田清隆

枢密院議長伯爵 伊藤博文

外務大臣伯爵 大隈重信

海軍大臣伯爵 西郷從道

農商務大臣伯爵 井上馨

司法大臣伯爵 山田顯義

大藏大臣兼内務大臣伯爵 松方正義

陸軍大臣伯爵 大山巖

文部大臣子爵 森有礼

逓信大臣子爵 榎本武揚

大日本帝国憲法

第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス。

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ、皇男子孫之ヲ繼承ス。

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス。

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ、統治權ヲ

總攬シ、此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ。

第五条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ、立

法權ヲ行フ。

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ、其ノ公布及執行ヲ命ス。

第七条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ、其ノ開會・閉會・停會、及衆議院ノ解散ヲ命ス。

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ、又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ、帝国議會閉會ノ場合ニ於テ、法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス。

此ノ勅令ハ、次ノ会期ニ於テ、帝国議會ニ提出スヘシ。若、議會ニ於テ承諾セサルトキハ、政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ。

第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ、又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ、及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ、必要ナル命令ヲ發シ、又ハ發セシム。但シ、命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス。

第十条 天皇ハ、行政各部ノ官制、及文武官ノ俸給ヲ定メ、及文武官ヲ任免ス。但シ、此ノ憲法又ハ、他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ、各々其ノ条項ニ依ル。

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス。

第十二条 天皇ハ、陸海軍ノ編制、及常備兵額ヲ定ム。

第十三条 天皇ハ戰ヲ宣シ、和ヲ講シ、及諸

般ノ條約ヲ締結ス。

第十四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス。

戒嚴ノ要件及効力ハ、法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第十五条 天皇ハ、爵位勲章、及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス。

第十六条 天皇ハ、大赦・特赦・減刑、及復権ヲ命ス。

第十七条 摂政ヲ置クハ、皇室典範ノ定ムル所ニ依ル。

摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ。

## 第二章 臣民權利義務

第十八条 日本臣民タル要件ハ、法律ノ定ムル所ニ依ル。

第十九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ、均ク文武官ニ任セラレ、及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得。

第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ、兵役ノ義務ヲ有ス。

第二十一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ、納税ノ義務ヲ有ス。

第二十二条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ、居住及移転ノ自由ヲ有ス。

第二十三条 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ、逮捕・監禁・審問・処罰ヲ受クルコトナシ。

第二十四条 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ。

第二十五条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外、其ノ許諾ナクシテ、住所ニ侵入セラレ、及搜索セラルルコトナシ。

第二十六条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外、信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ。

第二十七条 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ。  
公益ノ為、必要ナル処分ハ、法律ノ定ムル所ニ依ル。

第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス、及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於

テ、信教ノ自由ヲ有ス。

第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ、言論・著作・印行・集会、及結社ノ自由ヲ有ス。

第三十条 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ、別ニ定ムル所ノ規程ニ従ヒ、請願ヲ為スコトヲ得。

第三十一条 本章ニ掲ケタル条規ハ、戦時又ハ国家事変ノ場合ニ於テ、天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ。

第三十二条 本章ニ掲ケタル条規ハ、陸海軍ノ法令、又ハ紀律ニ抵触セサルモノニ限り、軍人ニ準行ス。

### 第三章 帝国議會

第三十三条 帝国議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス。

第三十四条 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ、皇族・華族、及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス。

第三十五条 衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ、公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス。

第三十六条 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス。

第三十七条 凡テ法律ハ帝国議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス。

第三十八条 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ、及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得。

第三十九条 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ、同会期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス。

第四十条 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事

件ニ付、各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得。但シ、其ノ採納ヲ得サルモノハ、同会期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス。

第四十一条 帝国議會ハ毎年之ヲ召集ス。

第四十二条 帝国議會ハ三箇月ヲ以テ会期トス。必要アル場合ニ於テハ、勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ。

第四十三条 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ、常会ノ外臨時会ヲ召集スヘシ。

臨時会ノ会期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル。

第四十四条 帝国議會ノ開会・閉会・会期ノ延長、及停会ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ。衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ、貴族院ハ同時ニ停会セララルヘシ。

第四十五条 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ、勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ選挙セシメ、解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ。

第四十六条 兩議院ハ、各々其ノ総議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ、議事ヲ開キ、議決ヲ為ス事ヲ得ス。

第四十七条 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス。可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル。

第四十八条 兩議院ノ會議ハ公開ス。但シ、政府ノ要求、又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ、秘密会ト為スコトヲ得。

第四十九条 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得。

第五十条 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得。

第五十一条 兩議院ハ、此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外、内部ノ整理ニ必要ナ

ル諸規則ヲ定ムルコトヲ得。

第五十二条 両議院ノ議員ハ、議院ニ於テ  
發言シタル意見、及表決ニ付、院外ニ於テ  
責ヲ負フコトナシ。但シ、議員自ラ其ノ言  
論ヲ演説・刊行・筆記、又ハ其ノ他ノ方法ヲ  
以テ公布シタルトキハ、一般ノ法律ニ依  
リ処分セラルヘシ。

第五十三条 両議院ノ議員ハ、現行犯罪、又  
ハ内乱外患ニ関ル罪ヲ除ク外、会期中其  
ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルルコト  
ナシ。

第五十四条 國務大臣及政府委員ハ、何時  
タリトモ各議院ニ出席シ、及發言スルコ  
トヲ得。

#### 第四章 國務大臣及枢密顧問

第五十五条 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ、  
其ノ責ニ任ス。

凡テ法律・勅令、其ノ他國務ニ関ル詔勅ハ、  
國務大臣ノ副署ヲ要ス。

第五十六条 枢密顧問ハ、枢密院官制ノ定  
ムル所ニ依リ、天皇ノ諮詢ニ応ヘ、重要ノ  
國務ヲ審議ス。

#### 第五章 司法

第五十七条 司法權ハ、天皇ノ名ニ於テ、法  
律ニ依リ、裁判所之ヲ行フ。

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八条 裁判官ハ、法律ニ定メタル資  
格ヲ具フル者ヲ以テ、之ニ任ス。

裁判官ハ、刑法ノ宣告、又ハ懲戒ノ処分ニ  
由ルノ外、其ノ職ヲ免セラルルコトナシ。  
懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第五十九条 裁判ノ對審判決ハ、之ヲ公開  
ス。但シ、安寧秩序、又ハ風俗ヲ害スルノ虞

アルトキハ、法律ニ依リ、又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ、對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得。

第六十条 特別裁判所ノ管轄ニ属スヘキ

モノハ、別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第六十一条 行政官庁ノ違法処分ニ由リ、

權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニ

シテ、別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判

所ノ裁判ニ属スヘキモノハ、司法裁判所

ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス。

## 第六章 會計

第六十二条 新ニ租税ヲ課シ、及税率ヲ變

更スルハ、法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ。

但シ、報償ニ属スル行政上ノ手数料、及其

ノ他ノ収納金ハ、前項ノ限ニ在ラス。

国債ヲ起シ、及予算ニ定メタルモノヲ除

ク外、国库ノ負担トナルヘキ契約ヲ為ス

ハ、帝国議會ノ協賛ヲ經ヘシ。

第六十三条 現行ノ租税ハ、更ニ法律ヲ以

テ之ヲ改メサル限ハ、旧ニ依リ之ヲ徴收

ス。

第六十四条 国家ノ歳出・歳入ハ、毎年予算

ヲ以テ、帝国議會ノ協賛ヲ經ヘシ。

予算ノ款項ニ超過シ、又ハ予算ノ外ニ生

シタル支出アルトキハ、後日帝国議會ノ

承諾ヲ求ムルヲ要ス。

第六十五条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出ス

ヘシ。

第六十六条 皇室經費ハ、現在ノ定額ニ依

リ毎年国库ヨリ之ヲ支出シ、将来増額ヲ

要スル場合ヲ除ク外、帝国議會ノ協賛ヲ

要セス。

第六十七条 憲法上ノ大権ニ基ケル既定

ノ歳出、及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上



政府ノ義務ニ属スル歳出ハ、政府ノ同意  
ナクシテ帝国議會之ヲ廢除シ、又ハ削減  
スルコトヲ得ス。

第六十八条 特別ノ須要ニ因リ、政府ハ予  
メ年限ヲ定メ、継続費トシテ帝国議會ノ  
協賛ヲ求ムルコトヲ得。

第六十九条 避クヘカラサル予算ノ不足  
ヲ補フ為ニ、又ハ予算ノ外ニ生シタル必  
要ノ費用ニ充ツル為ニ、予備費ヲ設クヘ  
シ。

第七十条 公共ノ安全ヲ保持スル為、緊急  
ノ需用アル場合ニ於テ、内外ノ情形ニ因  
リ、政府ハ帝国議會ヲ召集スルコト能ハ  
サルトキハ、勅令ニ依リ財政上必要ノ処  
分ヲ為スコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テハ、次ノ会期ニ於テ、帝  
國議會ニ提出シ、其ノ承諾ヲ求ムルヲ要  
ス。

第七十一条 帝国議會ニ於テ予算ヲ議定  
セス、又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ、政  
府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ。

第七十二条 国家ノ歳出・歳入ノ決算ハ、会  
計検査院、之ヲ検査確定シ、政府ハ其ノ檢  
査報告ト俱ニ、之ヲ帝国議會ニ提出スヘ  
シ。

會計検査院ノ組織及職権ハ、法律ヲ以テ  
之ヲ定ム。

## 第七章 補則

第七十三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正  
スルノ必要アルトキハ、勅命ヲ以テ議案  
ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ。

此ノ場合ニ於テ、両議院ハ各々其ノ総員三  
分ノ二以上出席スルニ非サレハ、議事ヲ

開クコトヲ得ス。出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ、改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス。

第七十四条 皇室典範ノ改正ハ、帝国議会ノ議ヲ經ルヲ要セス。

皇室典範ヲ以テ、此ノ憲法ノ条規ヲ變更スルコトヲ得ス。

第七十五条 憲法及皇室典範ハ、摂政ヲ置クノ間、之ヲ變更スルコトヲ得ス。

第七十六条 法律・規則・命令、又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス、此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ、總テ遵由ノ効力ヲ有ス。

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約、又ハ命令ハ、總テ第六十七条ノ例ニ依ル。